公　　告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第１項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 17 条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和８年 10 月１日

千曲市長　小川　修一

１　都市計画の案の概要

千曲都市計画地区計画の決定（千曲市決定）

千曲都市計画屋代地区地区計画

２　都市計画の案の縦覧場所

千曲市役所都市計画課（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目１番地　千曲市役所３階）

３　都市計画の案の縦覧期間

令和８年 10 月２日（金）から令和８年 10 月 15 日（木）まで（午前８時 45 分～午後４時 30 分）

ただし、土、日、祝日は除く

４　意見書について

(1) 意見書を提出できる者

都市計画の案に関係する市民、利害関係を有する者

(2) 意見書提出期間

縦覧期間満了の日まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る）

(3) 意見書の提出先

上記２の縦覧場所と同じ

(4) 意見書の様式

千曲市ホームページからダウンロードするか、(3) の場所に備え付けてある様式を使用してください。

５　その他

問合せ先：千曲市建設部都市計画課計画係（℡026-273-1111（内線 3252））